

## 新たな農地の貸し借り制度



三好市では、農地中間管理機構（徳島県農業開発公社）と連携し、農地中間管理事業を実施しています。農地中間管理事業とは、経営規模を縮小する農家などから農地を農地中間管理機構（徳島県農業開発公社）が借り入れ、経営規模の拡大を希望する地域の担い手となる農業者に貸し付ける制度です。この制度を利用することにより地域の農業を担う農業者が、まとまりのある農地を借りられ安心した農業経営が図られます。

### 【農地を貸したい場合】

農地の貸し付けを希望される方は、三好市役所農業振興課にご相談ください。

### 農地中間管理機構が借り入れる農地の条件▼

- ・農業振興地域内にある農地であること
- ・相続済みの農地であること
- ・10年以上の貸し付けとなること
- ・著しく利用困難でないこと（耕作放棄地など）
- ・借り受けの可能性が著しく

低い地域の農地でないこと  
※2年を経過して借り受け希望者が見つからない場合は所有者に返還します。また、借り受け希望者が見つかるまでの農地は所有者が管理します。

### 【農地を借りたい場合】

農地の借り受け希望者は応募が必要です。徳島県農業開発公社のホームページに掲載している農用地借受け申出書を作成の上、徳島県農地中間管理機構に申請してください。申請用紙は、三好市役所農業振興課窓口にも準備しています。申請の際にはご相談ください。

### 募集期間▼7月1日～31日

農地中間管理機構を通じて農地を貸付することができた地域・農家には一定の要件を満たせば「協力金」が交付されます。要件などは三好市役所農業振興課までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

徳島県農業開発公社（徳島県農地中間管理機構）  
電話 088・621・3083  
三好市役所農業振興課  
電話 72・7617

## 障害者を虐待から守ろう



障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成24年10月1日より施行されています。

虐待は、障害者が自立し、社会参加していく上で大きな妨げになり、問題となっています。

障害者の権利を守り、安定した生活や社会参加を支援するために、みんなで虐待の防止等に取り組みましょう。

### 障害者虐待には、次のことなどがありません

- ①身体的虐待 障害者の身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、正当な理由がなく、身動きが取れないようにすること
- ②性的虐待 障害者にわいせつな行為をしたり、させたりすること

- ③心理的虐待 暴言や侮辱・拒絶などにより、障害者に精神的な苦痛を与えること
- ④ネグレクト 日常生活の世話や介護をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること
- ⑤経済的虐待 財産や金銭を不当に使ったり、理由なく日常生活に必要な金銭を与えないこと

### 障害者虐待を発見した人は、速やかに通報することが義務付けられています

- ・特定の人や場所ではなく、どこにでも起こります。
- ・虐待している人に、虐待している認識がないことがあります。

虐待されている人が虐待と認識できず、自分では被害を訴えられないこともあります。「あれっ……？ 虐待……？」と思ったら、次まで相談・通報をお願いします

障害者生活支援センターはくあい  
電話 72・2251  
ワークサポートやまなみ  
電話 79・3928

### お問い合わせ先

三好市役所長寿・障害福祉課  
電話 72・7610

## 三好市集落内森林環境保全対策事業

集落において悪影響を及ぼす人工林を伐採することにより住環境の保全を図ります。

### 事業内容▼

- ①住居への安全対策および耕作農地への日照りを改善するための伐採
- ②集落内の道路などに接し安全対策のための伐採
- ③害獣の住処、通り道などになっている獣害対策のための伐採

### 事業実施基準など▼

- ・事業実施は、自治会からの申請により、申請内容を審査し、業務委託契約を締結し事業を実施いたします。
- ・事業の対象範囲は、集落内において、集落の外周を形成する家屋・耕作農地から、集落の外に向かつておおむね30m延長した範囲が対象となります。
- ・業務委託料については、単一自治体につき30万円を上限とします。
- ・立木の販売のみを目的とした人工林の伐採は、行うことができません。
- ※事業実施に当たっては、この他にもさまざまな要件が定められています。

### 申請受付期間▼

9月30日まで（第1次申請締め切り）  
※予算の範囲内においての実施となりますので、申請多数の場合は、ご要望にそえない場合がございます。詳しいことは、三好市役所林業振興課までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

三好市役所林業振興課  
電話 72・7618



### 台風シーズンに備え 危険箇所をパトロール

6月の土砂災害防止月間に合わせて6月25日、市内の危険箇所パトロールが行われました。この日は、国、県、警察、消防、市の職員ら約30人が参加し、山城町の土石流危険渓流の政友谷や西祖谷山村の尾井ノ内地区の地すべり指定区域など計3カ所の現況を確認。2013年9月の豪雨時に園庭が浸水した政友保育所では、裏手の政友谷などを巡回し、山肌の様子を目視で確認したり、職員に当時の様子を尋ねたりしました。パトロールの後には関係機関で対応策や避難体制などを話し合い、情報の共有を図りました。



## 臨時福祉給付金のご案内

消費税増税に伴う家計負担の軽減策として、所得の低い方々への負担を減らすため、臨時福祉給付金を支給します。

対象者▼平成27年1月1日に三好市に住民登録されている方で、平成27年度分市民税（均等割）が課税されていない方（生活保護受給者や、市民税が課税されている方の扶養親族などを除く）

給付額▼支給対象者1人につき6千円

申請期間▼7月29日～11月30日まで

申請書▼対象となる可能性のある方に随時申請書を送付する予定です。

申請場所▼三好市役所2階臨時福祉給付金対策係および各総合支所

その他▼支給は10月以降の予定で、1回限りです。

### お問い合わせ先

臨時福祉給付金対策係  
電話 72・2165  
三好市役所地域福祉課  
電話 72・7647



### 改築を終え 養護老人ホーム若宮荘が完成

市養護老人ホーム若宮荘の改築工事が終了し落成式が6月2日、西祖谷山村一宇で行われ、市長をはじめ関係者が集まり、完成を祝いました。

若宮荘は、鉄筋コンクリート造で2階建て、延べ1021平方メートル、総事業費約1億7800万円、入居定員30人。個人のプライバシーを尊重するため個室個室化するとともに、できる限り段差を解消するためバリアフリー化に努めました。また、エレベーターも設備されるなど、三好西部の福祉重要拠点施設として新たなスタートを切りました。

